

3 畑作・野菜・果樹・花き等

1 ほ場の選定

- 1) 供試ほ場はその地帯の一般的な土壌条件をもち、地力が均一で、当該地帯内の代表的な数種の雑草が均一かつ一定量発生することが望ましい。
- 2) 品種は、展示実施地帯の代表的な品種を用いる。

2 展示の方法

- 1) 実施期間は単年度を原則とする。
- 2) 展示ほは、対象雑草の発生するほ場で実施するものとし、慣行区を設ける。
慣行区の除草剤は地域で使用されている代表的な除草剤とするが、その際、慣行除草剤は、試験除草剤と同種類（処理時期・対象雑草等）になるよう留意する。
- 3) 展示ほの面積は、1 剤10a程度（一筆）を基準とするが、農家の実状により適切な面積で実施する。なお、ほ場内に小面積の無処理区を設け、発生する主要雑草を調べる。

3 薬剤の散布

- 1) 指定された薬量・水量（乳・液剤等）・時期・方法で散布する。なお、マルチ栽培の場合は、裸地面積を算出し、薬量を換算して、散布する。
なお、展着剤を加用した場合は成績書に展着剤名を記載する。
- 2) 可能な限り普及指導員自らが散布するか、立ち会い、適正に散布するよう指導し散布条件（風・降雨の状況）と生育程度（区内を代表する地点(0.5㎡程度)からの作物の生育程度、主要雑草の最高葉齢、最高草丈、発生の多少)を調査する
※雑草の葉期は「2007最新除草剤・生育調節剤解説」（(財)日本植物調節剤研究協会）のp4からを参照。
- 3) 天気予報に留意し散布後の降雨を避ける。
- 4) 散布に際しては、隣接ほ場等へ薬剤が飛散しないように十分に注意すること。
- 5) 除草剤散布方法（散布器具、ノズル等を含む）：申請書の指定条件を考慮し農家の実情に合わせた散布方法とし、成績書に記載する。

4 薬害の確認

除草剤処理後から観察し、薬害の発生が認められた場合は、症状と薬害の程度及び発生の要因などを調査し、記録する。

その後も回復の有無を確認し、収量に影響があると判断された場合は、収量調査を行う。

◎薬害程度の評価 薬害の程度について以下の基準に従って評価する。

※ 除草剤普及適用性試験実施基準（(財)日本植物調節剤研究協会 平成18年4月改訂から）

薬害の程度	内 容	調査方法
無	薬害が認められない	観 察
微	薬害が認められるが、回復により減収しない	
小	薬害による軽度の減収がある	
中	薬害が強く、明らかな減収がある	
大	薬害が著しく、回復しない	
(参考)	主な害徴として、生育抑制、黄化、白化、葉枯れなど。 ※「2007最新除草剤・生育調節剤解説」（(財)日本植物調節剤研究協会）のp12からを参照。	

5 雑草調査

- 1) 調査時期：土壌処理では処理20～50日後、茎葉処理では処理15～30日後を目安に残草量を

調査する。

なお、体系処理については、前処理剤あるいは後処理剤の処理時にも調査を実施する。

2) 調査面積：1区発生状況により0.5㎡から1.0㎡の2ヶ所（雑草発生の平均的な場所）

3) 調査方法：

- ① 一定面積の全雑草を抜き取り、水洗後、草種別に重量（生重または乾物重）及び本数を測定し、1㎡当たりの残草量を算出する。なお、残草が少なく重量の計測が困難な場合は、本数調査でもよい。
- ② 凸凹面等除草剤の効果に他の要因が影響しやすいところや散布ムラ等で部分的に発生が多いところは調査から除く。
- ③ 成績書に記載する場合の雑草の重量単位は小数点以下1桁、本数は整数で表示し、本数調査であることがわかるよう単位を記入する。
- ④ 雑草が発生しているが、重量が0.1未満は「t」、除草剤の効果によって対象雑草が発生していない場合は「0」と記入する。

6 結果のとりまとめ（評点）

除草効果、薬害の調査、観察の結果により、都道府県内における普及性を総合的に評価する。総合評点は以下のとおりとする。

A：除草効果・薬害の面で普及上特に問題はない。

B：普及にあたって更に検討する必要がある。

－：その他（天候の急変、圃場管理の不備、誤処理等、特別な理由により判定できない場合

7 その他

虫害、水害、風害、ほ場の特異性などを記録し、試験結果に大きく影響する条件は備考に記載する。

殺草経過、殺草効果の発現時期、殺草の持続期間については、考察に記載する。

（参 考）

雑草の生育段階（ステージ）と処理方法との関係

（処理時の雑草生育段階）

- ・雑草発生前
- ・雑草発生始期（10cm）
- ・雑草生育初期（20cm）
- ・雑草生育中期
- ・雑草生育後期
- ・開花期後～枯草期前

（適用される処理方法）

